

事業計画作成個別相談会 ～各種補助金申請に役立つ～

この相談会は、自社の経営分析を通して、経営における強み・弱みを把握し、事業計画書・経営計画書を作成、販路開拓・売上向上を目指す内容となっております。
さらに、【**小規模事業者持続化補助金**】・【**経営革新計画**】・【**事業継続力強化計画**】などの申請を支援いたします。また、過去の計画作成者にはフォローアップによる個別支援を実施いたします。

期 日		時 間	内 容
令和4年 10月	5日・19日・26日	① 9：30～11：00 ② 11：00～12：30 ③ 13：30～15：00 ④ 15：00～16：30	●事業計画書作成 各種補助金等申請書類作成個別支援 ●フォローアップ ・事業計画策定者・補助金採択者 ・創業計画策定者等
11月	2日・9日・16日・30日		
12月	7日		
令和5年 1月	18日・25日		
2月	1日		

会 場	稲敷市商工会館（稲敷市江戸崎甲 548-3）	小規模事業者とは常時使用する従業員数が以下の通りの事業者です。
講 師	遠藤陽介氏（中小企業診断士）	●卸売業・小売業・サービス業……………5人以下
対 象	商工会会員（※小規模事業者）	●サービス業（うち宿泊・娯楽業）………20人以下
定 員	各日4名（申込順）	●製造業・建設業その他……………20人以下

受講料 無料 ◎お問い合わせ・お申し込み先 稲敷市商工会 / 担当：黒羽・小杉・和田

できることから始める、事業継続力強化計画策定セミナー ～事業継続力強化計画は企業防災の取説！～

まだ記憶に新しい東日本大震災や熊本地震、昨年、今年と日本列島を襲った大雨や台風による水害など、自然災害による危険は身近なものとなっております。その危険に会社や従業員が巻き込まれる可能性はどの事業者にも等しくあり、その対策を考えることは健全で安定した事業運営を行う上でも、また安心して従業員に働いてもらうためにも、経営者・幹部の責務といえるでしょう。本セミナーでは災害の実例を引用しながら、会社としてとるべき対策を学んでいきます。事例を学ぶ事で想像していなかった災害への対策を学び、原因を想像し考える事で災害に対する自社の対策と予防がみえてくることでしょうか。自ら被災地の支援に赴き、被災地の生の声を知る講師です。この貴重な機会にぜひご参加ください。

講座内容

- 防災力を高める社会的取り組み ●防災のレシピ ●災害の実情と変化
- 災害が企業に与える影響 ●企業防災の基本 ●事業継続力強化計画とは
- 事業継続力強化計画策定のポイント ●まとめ 等

日 時 令和4年10月19日（水）14：00～16：00

会 場 稲敷市商工会館（稲敷市江戸崎甲 548-3）

受講料 無料（商工会会員限定） 定 員 20名（会員事業所に限る）



のぐち まさひと
【講師紹介】 野口 正人氏
 ・一般社団法人 REVIVE JAPAN
 ・防災士
 ・災害ボランティア養成アドバイザー
 ・災害ボランティアコーディネーター

東日本大震災では翌週3月18日から岩手県、宮城県、福島県にて災害支援活動に携わる。以降、東北・北関東豪雨、熊本地震ほか九州北部豪雨や西日本豪雨の被災地に赴き、近年では令和2年7月豪雨により被害を受けた熊本県内の支援活動を行う。本業の傍ら、平時は自治体や社会福祉協議会主催の研修会や災害ボランティア養成講座、中学・高校では文科省指定学校法人主催実践型防災教育プログラムに基づく講師を務め、自然災害の教訓を踏まえた自助・互助・控除、被災者支援・受援の在り方など地域防災の普及啓発に取り組んでいるほか、【企業から広める防災】をテーマに企業防災の京急と提案を行っている。



●稲敷市商工会

〒300-0504 稲敷市江戸崎甲548-3 Tel.029-892-2603 Fax.029-892-4964
ホームページ <http://www.inashiki.or.jp> メール mail@inashiki.or.jp

売上1000万円以下の方も関係ないでは済まされない！ **インボイス** **免税事業者のための消費税制度対策** 製造業・建設業の皆さん必聴です！

免税事業者の方にとって、消費税はあまり経営に影響のないものと思われがちですが、2023年10月1日より始まる消費税制「適格請求書等保存方式（通称「インボイス制度」）」がスタートすると今まで特に対処が必要なかったお取引先からも、様々な対応が求められる可能性があります。請求書、領収書、レシートなどの変更を余儀なくされるのみならず、免税事業者はこの方式に対応できず、その結果不利益を被る恐れがあります。

本講座では、制度の確認からそれによって何が起るのか、どんな決断を迫られるのか、どのような準備が必要か、分かりやすく解説いたします。この機会に是非ご参加ください。

講座内容

1. インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは？
2. インボイス制度導入の背景
3. 中小零細企業に求められる制度への備えと実務
4. 適格請求書発行事業者の準備は？登録制度の内容とスケジュール
5. 経営判断どうする？



【講師紹介】 はしもと いずみ
 中小企業診断士 **橋本 泉氏**
 東京生まれ。青山学院大学文学部史学科卒業。株式会社和光において紳士服売場、婦人雑貨売場にて販売、商品開発、顧客情報管理、新人研修、ディスプレイ担当。平成8年販売士検定1級取得、平成9年中小企業診断士として登録、現在に至る。経済産業大臣登録中小企業診断士、販売士検定1級。

日時 令和4年11月16日(水) 14:00~16:00

会場 稲敷市商工会館(稲敷市江戸崎甲 548-3)

受講料 無料(商工会会員限定) **定員** 先着 15名(会員事業所に限る)

感染対策としてハイブリッド形式での開催となる可能性もございます。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

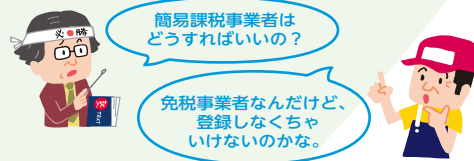
「一目でわかる！」インボイス 発行・登録 どうする？

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

ほとんど全ての事業者に影響があります！

登録するかどうかは選べる？

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

当初3年間 令和5年10月1日～令和8年9月30日	80% 控除可能
次の3年間 令和8年10月1日～令和11年9月30日	50% 控除可能
令和11年10月1日以降	できません

社会に貢献する 青年部

稲敷市商工会青年部 平野和之 / 大健闘!! 優秀賞受賞!!

令和4年7月13日(水)つくば国際会議場にて行われた第53回茨城県商工青年の主張発表会に稲敷市商工会青年部を代表して稲敷市商工会青年部副部長 平野和之((株)平野鉄筋)が出演いたしました。平野和之の雄姿をYouTubeで観覧可能です(右記QRコード)、ぜひ皆さまご覧ください。



第24回 INASHIKIカップリングパーティー開催のお知らせ

毎回大変ご好評をいただいている稲敷市・稲敷市商工会青年部が主催する「INASHIKIカップリングパーティー」を開催いたします。



- 【日 時】** 令和4年10月2日(日)
●受付/午後1時00分 ●開会/午後1時30分
●終了/午後6時30分
- 【会 場】** ウエディングリゾート フランベル アムール
土浦市港町1-11-8
- 【会 費】** ▶男性5,000円 ▶女性1,000円
- 【参加資格】** 男性/20歳以上40歳くらいまでの独身の方
- 【募集人数】** 女性/20歳以上の独身の方
各40人(男女各20人)
- 【締め切り】** 令和4年9月21日(水)
- 【お問い合わせ】** TEL: 090-8818-2603
稲敷市商工会/担当: 大熊まで

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止になる場合がございます。

参加の申し込みは・・・携帯QRコードの申込フォーム→
稲敷市商工会青年部HPの申込フォーム
https://inashikiseinen.com/coupling_party.html



がんばります!! 女性部

江戸崎祇園祭で踊りを披露してきました

「江戸崎祇園祭」が開催され、踊りのパレードに参加しました。3年ぶりに開催された伝統行事への参加に笑顔があふれ、眠っていた「はっぴ」も活躍するときがきました。パレードは荒宿十字路からJRバス駅前にかけて行われ「あんば囃子」と「稲敷たから音頭」を披露。暑い中、汗を拭いながらも楽しそうに踊っている姿はとても輝いていました。

今年は人数制限があり、例年のようにたくさんの方へ参加協力をお願いすることができませんでしたが、来年は制限なく開催され元のパレードが戻ってくるといなと思います。



いなしき夏まつり花火大会に出店しました

当日は朝から曇り空。今年は新型コロナ対策のため、会場内がいつもと違う仕様で開催されるということで、役員会では出店内容についていろいろと協議をしていました。その様子を見てみると、雨が降らないでほしいと願うばかりです。が、準備を始めたころからポツポツと雨が降り始めてしまいました。その後は降ったり止んだりの繰り返しで、雨の中の花火となってしまいましたが、女性部の皆さんは「いらっしゃいませ」という元気な声と笑顔で販売を頑張ってくださいました。

準備から翌日の清掃まで、皆さんご協力本当にありがとうございました。



女性部員募集!

仲間の輪を広げて稲敷市を盛り上げませんか!?
業種が違う方も交流がもてますよ!!

- 資格①商工会の会員もしくはその配偶者または会員の親族で事業に従事している方②年齢制限なし●年会費/3,000円

新会員紹介

(順不同敬称略) (令和4年8月25日現在)

部 会 名	事 業 所 名	所 在 地
建設業部会	株式会社 吉田住建	稲敷市脇川772
建設業部会	株式会社 吉田工業	稲敷市脇川772

自治金融のご案内 事業資金は、低利な自治金融をご利用ください。

資金使途

運転資金/設備資金

融資期間

7年以内

融資利率

年1.11%

※貸付利率は令和4年9月1日現在。
経済情勢により変わります。

連帯保証人

原則法人代表者のみ

(個人事業主の方は原則不要)

融資限度額

1,000万円

返済方法

元金均等分割払い

信用保証料率

年0.45%~年1.90%

担 保

必要に応じて

※詳しくは、商工会金融担当にお問い合わせください。

※融資に関しましては、金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

(令和4年9月1日現在)

令和4年度 稲敷市文化祭開催決定



新型コロナウイルス感染症の影響により2年ぶりとなる開催!!
 今回の文化祭は、初の試みとなる各地区の公民館を核とした
 With コロナ分散開催と
 なります。商工会の仲間
 たちの模擬店が出店さ
 れますので皆様のご来
 場お待ちしております。



●日時
11/3木~6日

●場所：江戸崎公民館・新利根公民館
 桜川公民館・あずま生涯学習センター

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる場合がございます。

あなたも家族もまるごと守る!
 頼れる補償の

商工会の 福祉共済

全国商工会会員福祉共済

「けが」の補償
 「病気」の補償*
 トータル「がん」補償 シンプル「がん」補償
 「生命」の保障

商工会会員
 10万人以上の方に
 ご利用いただいで
 います

お申込みはご加入の商工会まで *「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます。

最低賃金

最低賃金近隣県の比較表

都県名	2022年9月30日まで	2022年10月1日から	引上げ額
茨城県	879円	911円	32円
栃木県	882円	913円	31円
群馬県	865円	895円	30円
埼玉県	956円	987円	31円
千葉県	953円	984円	31円
東京都	1,041円	1,072円	31円

茨城県の地域別最低賃金

令和4年度の茨城県の最低賃金は、
 時給「911円」です。これは令和4年
 10月1日に定められ、次回の改定日
 (原則として1年後)が来るまで、茨城

県で働く労働者に適用される最低
 賃金となります。もし茨城県で働
 いていて、この金額に満たない時
 給で働いていたら、それは違法状
 態にあるということです。定めら
 れた金額を支払わない雇用主は、
 50万円以下の罰金刑に処される可
 能性があります。

最低賃金とは?

最低賃金は、最低賃金法に基づ
 き国が定めた賃金の最低限度額
 のことを言います。正社員、パート、
 アルバイトなどの勤務形態に
 関係なく、使用者は労働者に対し
 て、最低賃金額以上の賃金を支払

わなければなりません。最低賃金
 には全産業共通の「地域別最低賃
 金」と、これと別途に設定される
 特定産業向けの「特定最低賃金」
 の2種類があります。このうち「地
 域別最低賃金」は、最低賃金審議
 会の調査審議に基づき都道府県単
 位で設定され、その地域内の事業
 場の全てに対して適用されるもの
 です。



**必ずチェック
 最低賃金!
 使用者も、
 労働者も。**

最低賃金は10月1日が発効予定です。

市内事業者の皆様へ... 商工会では、会員を募集しています。

経営に関する身近なサポーター！稲敷市商工会に入会しませんか！

新規に創業予定の方や創業まもない方
 経営でお困りのことはありませんか？

稲敷市商工会は、稲敷市内の商工業者を支援する
 ために法律に基づいて設置された経済団体です。
 お気軽にお問い合わせください。【随時受付】



●稲敷市商工会 **あなたの企業のちからになります。**
 〒300-0504 稲敷市江戸崎甲548-3 Tel.029-892-2603 Fax.029-892-4964
 ホームページ <http://www.inashiki.or.jp/> メール mail@inashiki.or.jp